

「スポーツ」講座および各種プログラム受講規約・キャンセルポリシー

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社クレオテック（以下、「クレオテック」）が主催する、「スポーツ」に分類されるすべてのプログラム（以下、「本プログラム」）を対象とし、効力を生じます。

第2条（入会・受講の申込み）

本プログラムは会員登録が必要です（但し、入会前にお試しとして1人3回まで受講することができる制度があります）。入会・受講の申込みは、クレオテックが定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

プログラムの入会・受講の申込み後、銀行振込の場合は、請求書お渡し日より7日以内にお振込み下さい。振込が完了した時点で受講契約が成立するものとし、会員登録が完了します。但し、申込み後7日を経過して振込をした場合、クレオテックの承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとします。現金納入の場合は、領収書を発行した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条（入会料・受講料の額）

入会料・受講料（回数券）の額は、プログラムごとに別途定めるものとします。

第5条（決済方法）

本プログラムの入会・受講料の決済方法は銀行振込（一括支払い）または受付窓口での現金納入のみです。銀行振込の場合は、入会料・受講料の全額を、クレオテックが指定する銀行口座へお振込み下さい。（振込手数料は支払いをする方のご負担とさせていただきます。）振込先の銀行口座は、入会・受講の申込み後にクレオテックより書面あるいはメール等の方法にてお知らせいたします。また、領収書の発行はいたしませんので、必要な場合は振込時の控えを保管ください。なお、窓口での現金納入の場合は、納入時に領収書を発行いたします。

第6条（入会料及び受講料の返金）

入会料及び受講料（回数券を含む）は、如何なる場合においても、一切返金いたしかねます。また、有効期限を過ぎたチケット（回数券）も如何なる場合においても、返金いたしかねます。

第7条（保険の加入）

受講者は本プログラムを受講するにあたり、クレオテック手続きにて保険加入いたします。但しプログラム中の怪我においては、その場での応急処置はいたしますが、その後の処置はご自身で医療機関をご受診くださいますようお願いいたします。その場合の保険適用に関しましては別途ご案内いたします。

第8条（プログラム開催の中止）

下記の事由が発生した場合、プログラムの開催を中止する場合があります。中止の案内は、まなび@Rホームページに掲載いたしますので、受講者にてご確認ください。個別でのお知らせは致しません。

- (1) プログラム担当講師が不測の事態（事故・急病 等）
- (2) 大雨などの悪天候が予想される場合
- (3) 交通等のストライキ等
- (4) 台風・地震などの自然災害が発生したまたは発生する可能性が高い場合
- (5) 暴動やクーデターなどプログラムを開催することが困難な場合
- (6) 施設の突然の不備（電気不通 雨漏り エアコン故障等）
- (7) その他 不可抗力によりプログラムの開催が不可能と判断した場合

第9条（秘密保持）

受講者は、プログラムを受講するにあたり、クレオテックによって開示された立命館大学およびクレオテック固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第10条（遵守事項）

受講者は、プログラムを受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) クレオテック及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- (2) プログラムの受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、クレオテック及び講師に一切の責任を求めないこと
- (3) プログラムの内容につき、撮影又は録画をした際、それを使用することによるその後の如何なるトラブルに関して

も、クレオテック及び講師に一切の責任を求めないこと

第11条(受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、プログラムの受講資格を失効し、その後、該当プログラム並びに立命館大学およびクレオテックの如何なるプログラム及び講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、入会料・受講料の返金は一切しません。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) クレオテック及び立命館の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) クレオテック又は立命館の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) プログラムの入会申込みその他クレオテックに伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (6) クレオテック及び立命館の事業活動を妨害する等によりクレオテック及び立命館の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第12条(地位の譲渡)

プログラムの受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

第13条(チケットの譲渡)

入会登録済の方への譲渡については、受講者の責任のもと可能といたします。ただし、クレオテックは一切の責任を負わないものとします。

入会登録されていない方は、保険未加入となりますので譲渡を禁止します。

第14条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定めにより違反したことにより、クレオテック及び立命館及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条(免責事項)

プログラムの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他プログラムに関連して発生した受講者又は第三者の損害について、クレオテックは一切の責任を負わないものとします。

第16条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第17条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第18条(年度更新)

(1) 会員の資格は、入会日から年度末までとなり、更新する場合は次年度、更新料(保険料を含む)の支払いが必要となります。

(2) 年度更新した場合、手持ちのチケット(回数券)を次年度も引き続き使用する事ができます。更新をしない場合、チケットの有効期限は年度末までとします。

(3) 中学3年生の受講生は年度末で自動退会となり、事務局にて会員情報を削除します。なお手持ちのチケットの有効期限も年度末までとなります。

第19条(本規約の改定等)

クレオテックは、本規約を任意にいつでも改定する事ができるものとし、本規約に追加の規定条件等を定めることができます。なお、クレオテック本規約を改定した場合、速やかに受講者に通知するものとする。

利用者に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

2023年4月1日制定
2024年2月21日改定
2024年11月10日改定